

修学支援新制度

支援区分に応じた **給付奨学金** および **授業料等の減免** を受けることができます

給付奨学金（月額）			授業料等の減免の額（年額）		
支援区分	自宅	自宅外	支援区分	入学金	授業料 （年額）
第Ⅰ区分 第Ⅰ区分多子世帯	38,300円 （42,500円）	75,800円	第Ⅰ区分 第Ⅰ区分（多子世帯） 第Ⅱ区分（多子世帯） 第Ⅲ区分（多子世帯） 第Ⅳ区分（多子世帯） 第Ⅰ～Ⅳ区分に該当 しない多子世帯	多子世帯は減免額が満額 250,000円 （260,000円）	700,000円
第Ⅱ区分 第Ⅱ区分多子世帯	25,600円 （28,400円）	50,600円			
第Ⅲ区分 第Ⅲ区分多子世帯	12,800円 （14,200円）	25,300円			
第Ⅳ区分多子世帯	9,600円 （10,700円）	19,000円			
第Ⅳ区分理工農系 （保健学部臨床工学科のみ）	0円	0円			
第Ⅰ～Ⅳ区分に該当 しない多子世帯					
・日本学生支援機構より学生名義の口座へ毎月支給 ・（ ）内は生活保護世帯・社会的養護を必要とする学生の額			第Ⅱ区分	166,700円 （173,400円）	466,700円
			第Ⅲ区分	83,400円 （86,700円）	233,400円
			第Ⅳ区分理工農系 （保健学部臨床工学科のみ）		
・日本学生支援機構より学生名義の口座へ毎月支給 ・（ ）内は生活保護世帯・社会的養護を必要とする学生の額			・大学より学費支弁者名義の口座へ半期ごとに返金 ・（ ）内は医学部生の場合		

支援区分は世帯所得に基づく支給額算定基準額により日本学生支援機構が決定します